

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

提 出 議 員

鈴 木 祐 治

賛 成 議 員

水 久 保 善 治

橋 本 憲 幸

佐 久 間 俊 男

勅使河原 正 之

柳 沼 隆 夫

佐 藤 幸 夫

橋 本 幸 一

会 田 遠 長

村 上 昌 弘

個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないことを求める意見書

政府税制調査会の基礎問題小委員会は、本年 6 月に「個人所得課税に関する論点整理」を取りまとめ、平成 18 年度以降の税制改正案が検討されることとなった。

しかし、この「論点整理」は、給与所得控除の縮小、特定扶養控除および配偶者控除の廃止など、勤労者世帯を中心に大規模な増税につながる内容が列挙されており、特に給与所得控除については、給与生計者の必要経費概算控除という性格にとどまらず、資産所得等との担税力格差に配慮した控除であること等を鑑みれば、安易に縮小すべきものではない。

家計の税・保険料負担は、年金保険料、雇用保険料の引き上げ、老年者控除および配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止など、ここ数年の税制や社会保障制度の改定によって年々重くなっており、平成 18 年 1 月からは、所得税および住民税の「定率減税」が縮小される予定である。

政府は、各種控除の縮小・廃止に言及する前に、まず着実な景気回復により税収の自然増をはかるとともに、歳出削減をはじめ国民が納得できる歳出構造改革と不公平税制の是正を早期に実施すべきである。

また、所得税から個人住民税への税源移譲にあたっては、国民の税負担が税源移譲の前後で変化しないよう十分な配慮措置を講じるべきである。

よって、政府においては、個人所得課税における各種控除の安易な縮小を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 16 日

郡 山 市 議 会